

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切に互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。

このような地域社会を築くために、県民の皆さんと事業者、地域で活動する団体、行政が力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくり^{※1}を進めることを基本として、県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（平成19年3月23日高知県条例第9号、以下「条例」といいます。）を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画は、条例第12条に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的、かつ計画的に進めるための県の行動計画です。

県は、この計画に基づき、知事部局、教育委員会、警察が連携して、県民の防犯意識の向上や子ども、高齢者等の安全確保などに取り組んできましたが、このたび、第1次計画の計画期間が平成23年度をもって終了することから、犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、新たに計画（以下、「第2次計画」という。）を策定するものです。

第2 県民の意見の反映

この計画は、安全安心まちづくりに関する知識を有し、またその活動に尽力されている団体や個人から構成される「高知県安全安心まちづくり検討会」と、パブリック・コメントにより県民の皆さんからのご意見などをいただいて策定しました。

第3 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

※1 犯罪のない安全安心まちづくり…条例第2条に規定する

- (1)地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動
- (2)県、市町村及び県民等(県民、事業者及び地域活動団体)による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備(啓発、情報の提供等を含みます。)をいいます。

第4 数値目標の設定

計画期間における取組の到達点を数値で明らかにした「数値目標」を設定し、取組の効果を測定するとともに適切な評価・検証につなげていきます。

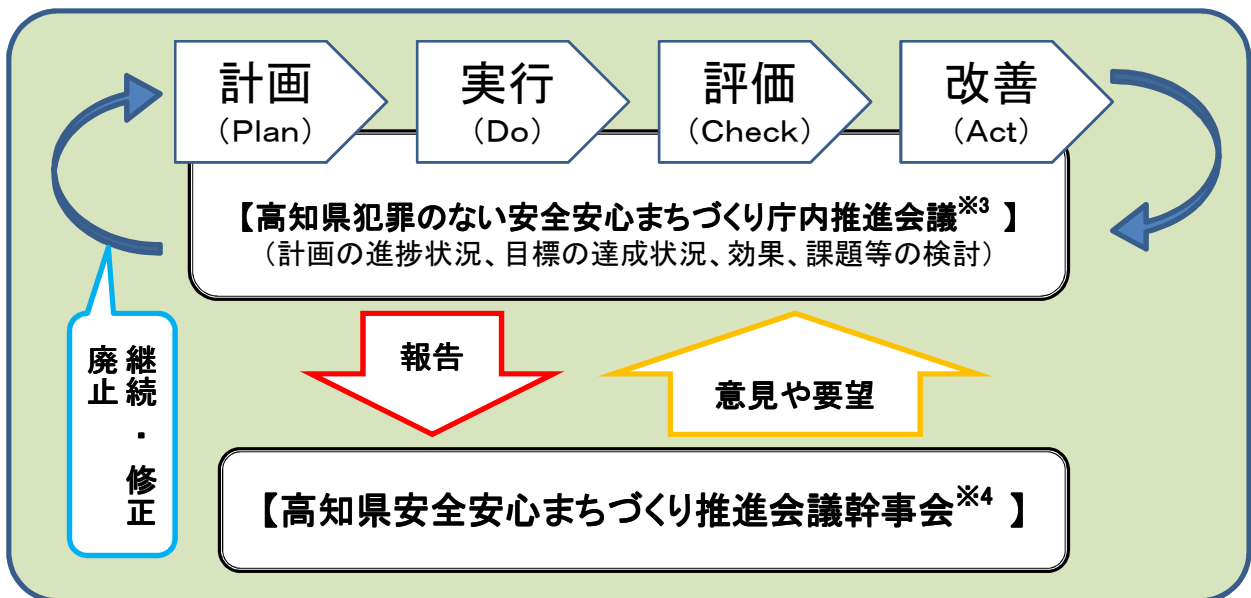
また、取組を進めるうえで、状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」を設定します。

第5 進行管理

この計画の進行管理は、PDCAサイクル^{※2}によって、計画の目的や目標に向けた取組を着実に進めます。

また、計画に基づく取組の実施状況、「数値目標」及び「状況確認指標」の達成状況は、毎年度取りまとめて公表します。

図1 PDCAサイクルのイメージ図



※2 PDCAサイクル ……計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付けていくものです。

※3 高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 ……犯罪のない安全安心まちづくりを全庁あげて総合的、かつ効果的に推進するため、県の知事部局と高知県教育委員会、高知県警察本部の関係課室で構成されている会議です。

※4 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事会 ……高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第11条に基づいて設置された高知県安全安心まちづくり推進会議の円滑な運営を図るために設置された会議です。